

岡山県地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）費補助金交付要綱

（通則）

第1条 岡山県地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）費補助金（以下「補助金」という。）については、分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的として、予算の範囲内において交付するものであり、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年4月1日付医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」及び令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費の国庫補助について（令和7年5月2日付厚生労働省発0502第8号厚生労働事務次官通知）別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者又はこれに準じるものと知事が認めた者とする。

- （1）令和6年度において分娩を取り扱うこと。
- （2）令和5年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設。
- （3）令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- （4）岡山県が策定した「岡山県保健医療計画」との整合性が確保されること。
- （5）以下の補助金の交付を受けていないこと。（（ア）及び（イ）については令和6年度に実施する事業に限る。）

（ア）平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業

（イ）平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

(ウ)「岡山県周産期・小児医療施設支援事業費給付金交付要綱」に基づき実施する分娩取扱施設支援事業

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1 か所当たり	次に掲げる令和6年度の必要経費
① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円	職員基本給
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600千円	職員諸手当
③ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,800千円	諸謝金
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	社会保険料

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月末ま

で、知事に報告しなければならない。また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（５）この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省又は知事が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（交付申請）

第５条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出して行うものとする。

２ 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

- （１）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７号）第２条第３に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- （２）暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- （３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付決定の通知）

第６条 規則第７条に基づく補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（変更承認申請）

第７条 規則第１０条に基づく交付申請の内容等の変更の承認申請は、補助金変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第８条 補助事業者は当該年度の事業が完了したときは、事業完了後１か月以内又は３月３１日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第４号）を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第９条 規則第１４条に基づく補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第５号）により行うものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定に係る補助金等の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が法令、条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(現地調査等)

第14条 知事は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行し、令和7年度分の補助事業について適用する。